

旅費にかかる1問1答

1	同僚の職員を同乗して出張した方が合理的であれば、同乗による出張命令をしても良い。	YES ・ NO
2	7月11日に転居し居住地住所に変更があった場合、通勤手当との調整における通勤距離等の変更の適用年月日は、7月11日となる。	YES ・ NO
3	自家用車で通勤している職員が自家用車を利用して週休日に出張し、週休日の振替をしなかった場合は、通勤調整の対象としない。	YES ・ NO
4	バイクで通勤している職員が勤務日に自家用車を利用して出張した場合は、通勤調整の対象としない。	YES ・ NO
5	有料道路使用で通勤手当が認定されている職員が認定されている有料道路区間を含む経路を使用して出張を行ったため、旅行雑費(有料道路使用料)の通勤調整を行った。	YES ・ NO
6	航空機を利用して出張したが、航空機代が旅行斡旋業者より送付された請求書に記載されていたので、添付書類は請求書で足りる。	YES ・ NO
7	県外出張で最寄り駅から目的地までの距離を調べたところ、直線距離が2km以内であったので、旅行雑費を支給しなかった。	YES ・ NO
8	自家用車で県外に出張した場合は、距離を測定した地図サイトを印刷し、添付する。	YES ・ NO
9	居住地から赴任する場合の赴任旅費は、通勤行為であるから通勤調整を行う。	YES ・ NO
10	居所を移転せず、居住地から直接在勤庁に赴任する場合、通常赴任旅費は支給されないが、システム(入力ツール)で旅行命令票を作成しなければならない。	YES ・ NO